



仕事と家庭を両立させて充実した毎日を その4

一人ひとりが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解を深め、実践することで、自分らしく過ごすことができます。仕事と生活の望ましいバランスは、人によって違い、それぞれの状況に応じた多様な選択ができることが重要です。

県では、県内企業における仕事と家庭の両立支援の取組のレベルアップを図るため、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」の登録企業の中から、優良な取組や他社の模範となる独自の取組を実施する企業で、県が定める認定基準を満たす企業を、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定しています。また、「ぎふジョ！（女性の活躍を応援するポータルサイト）」では、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の紹介をしています。

個人と会社それぞれがワーク・ライフ・バランスの実現を意識することで、誰もが生き生きと活躍できる「男女共同参画社会」につながります。一人ひとりができることから実践していきましょう。

消費生活だより ～くらしのワンポイント～

企画調整課 生活安全係
 ☎22-1152

大手電力会社を装った電話

Q



夜8時ごろ、「〇×電力の料金体系の見直しのご提案です」という電話がありました。てっきり契約中の〇×電力からの電話だと思い話を聞くと、「69歳以下の人が世帯主ですか」「一戸建てですか」と質問されました。怪しいと感じたので、「該当しません」と答えて電話を切りました。

法律上、電話勧誘販売をしようとする業者は、勧誘に先立って、「業者名」「担当者名」「この電話が何を勧誘する目的であるか」を告げなければならないことになっています。

上記のルールを無視するような電話が増えています。事例のように、開口一番、なじみの電力会社名を告げられると、ついその電力会社からの電話だと信じてしまいます。また、簡単な質問に回答しているだけのつもりでも、意外に多くの個人情報相手を提供していることになりかねません。人の心理を巧みに利用した手口の存在を知って、注意しましょう。

A



12月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号	相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	12/1(火) 15(火)	☎22-1152	神戸町	12/14(月) 28(月)	☎27-3111
関ヶ原町	12/8(火) 22(火)	☎43-0070	輪之内町	12/3(木) 17(木)	☎68-0185
養老町	12/7(月) 21(月)	☎32-1108	安八町	12/10(木) 24(木)	☎64-3111



交通安全だより

企画調整課 生活安全係
 ☎22-1152

家族を交通事故から守る「あいうえお」

あ あわてさせない

特に小さいお子さんは「はやくはやく！」とあわてさせると、あせる気持ちが1日中続き、登下校時に飛び出す原因になると言われます。（広報たるい8月号20ページの子育てワンポイントをご覧ください）

い いらいらしない 自分自身がいらいらしない

う うるさく言わない

え えがおで

お おくりだす



「交通安全は家庭から」事故防止の第一歩は家から出る時にあせらないことです。大切な家族を笑顔で送り出し、笑顔で迎えましょう。